

魚病対策促進協議会

(第8回)

農林水産省消費・安全局

魚病対策促進協議会

令和4年2月8日（火）

14：30～16：33

Web会議（座長、副座長、事務局のみ
農林水産省6F会議室 ドアNo.北602）

議 事 次 第

議題

- （1）効果的な感染症対策の在り方
- （2）遠隔診療の推進
- （3）水産用医薬品の使用基準の見直し
- （4）獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備
- （5）魚病対策の迅速化に向けた更なる対応

午後2時30分 開会

○中村班長 定刻になりましたので、ただいまから第8回魚病対策促進協議会を開催いたします。

本日はお忙しい中御参加いただきまして、誠にありがとうございます。

新型コロナウイルス感染症対策のため、廣野座長及び和田副座長のみ農水省にお越しいただき、委員の方はウェブ会議での開催といたしました。

また、本日は、升間委員が残念ながら御欠席となっておりますが、15名の委員の皆様にご参加いただいております。水産庁からは江口分析官が、動物医薬品検査所からは審査調整課の大森主任研究官及び志賀係員が、水産研究・教育機構からは水産技術研究所の伊東副病理部長が参加しております。報道関係者含め傍聴の方はウェブで御参加いただいております。

通信状況によっては不都合の生じる場合もあるかと存じますが、どうぞ御容赦願います。不都合が生じた場合は、チャット機能又は先日御案内した事務局の連絡先まで直接御連絡をいただければと存じます。

今回の標記協議会の傍聴はCisco Webexミーティングを用いて行う予定のため、冒頭カメラ撮りは不可として登録しております。また、傍聴者は終始カメラオフとミュートをお願いいたします。

まず初めに、消費・安全局畜水産安全管理課の郷課長より挨拶申し上げます。

○郷課長 畜水産安全管理課長の郷と申します。

本日は御多用中のところ、本協議会にご参加いただきまして誠にありがとうございます。感染症対策のため、ウェブでの開催となりましたが、廣野座長、和田副座長には対面で御参加をいただいております。本日はよろしく願いいたします。

昨年11月に開催された前回の協議会では、効果的な感染症対策の在り方について御議論をいただき、ありがとうございました。前回協議会においていただいた御意見の取りまとめを本日の協議会で、まずは行いたいと考えてございます。

また、本日の協議会では、これに加えまして、遠隔診療の推進、水産用医薬品の使用基準の見直し、獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備、そして魚病対策の迅速化に向けた更なる対応、これらの議題について御議論いただきたいと考えてございます。これらは全て魚病対策の迅速化につながる取組であり、協議会の委員の皆様とよく御相談をしつつ着実に前に進めていきたいと考えております。魚病対策の迅速化を通じて、養殖業の

成長産業化を果たすため、委員の皆様の忌憚のない御意見をいただけますと幸いです。

以上、簡単ですが、冒頭の挨拶に代えさせていただきます。本日はよろしく願いいたします。

○中村班長 ありがとうございます。

本日の議事でございますが、議題（１）効果的な感染症対策の在り方、議題（２）遠隔診療の推進、議題（３）水産用医薬品の使用基準の見直し、議題（４）獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備、議題（５）魚病対策の迅速化に向けた更なる対応となっております。

それでは、次に、配布資料の確認をさせていただきます。議事次第に記載の３．配布資料を御覧いただきたいと思っております。資料の不足等がある場合は事務局にお申し出ください。

また、議事録作成のため、御発言いただく際は挙手機能を用いるか、チャット機能で挙手等を御記載ください。チャットを確認いたしましたら、事務局から指名させていただきますので、マイクのミュートをオフにして御発言ください。また、御発声時はお名前をおっしゃっていただきますようお願いいたします。

それでは、これより議事に入ります。ここから議事進行を座長の廣野委員をお願いいたします。また、進行の補佐を座長代理の和田委員をお願いいたします。

○廣野座長 座長の廣野です。本日はどうぞよろしくお願いいたします。委員の皆様方には、議事の円滑な進行に御協力をよろしくお願いいたします。

それでは、早速ですが、効果的な感染症対策の在り方について、事務局から資料の説明をお願いします。本資料は、前回協議会での委員の皆様の御意見を事務局の方で取りまとめた内容となっており、事務局から簡潔に資料の説明をお願いいたします。

○坂本室長 ありがとうございます。水産安全室長の坂本です。

それでは、資料を説明させていただきます。右下にページ番号が振ってありまして、まず１ページというところを御覧ください。

前回の協議会で委員の皆様からいただいた御意見について事務局にて取りまとめ案を作成させていただきました。

１ページにつきましては、魚病の効果的な対策の在り方についてです。左側に、第７回協議会における御意見を、議事録から抜粋及び一部要約の形で記載させていただいております。

いただいた御意見を取りまとめた案を右側に記載しております。魚病の効果的な対策の在り方についての取りまとめの案は、1つ目は、「疾病の発生状況や被害率等に留意しつつ、複数の防疫措置を組み合わせることで感染症対策を最適化することが適当（令和2年度の協議会での結論と同じ）」というのが1つです。

もう一つは、「このような取組が進むよう、国においては、協議会等の意見も参考にし、効果的な施策を具体化すべき。」とさせていただいております。

取りまとめ案における2つ目のドットは、第7回協議会における御意見の下の3つのドット、具体的には、研究の推進やモデル事業を通じたモデルの構築、流通経路の調査に対応したものです。

また、取りまとめ案における1つ目のドットの複数の防疫措置につきましては、前回協議会で説明させていただきました適正飼育密度やワクチン接種の推進などの防疫措置のことを言っております。

続きまして、2ページ目を御覧ください。

費用負担の在り方についての取りまとめ案です。

取りまとめ案といたしましては、「魚病対策の費用は、養殖業者による自己負担が基本。国は、①ワクチンなど医薬品の開発、②人の健康や養殖業ができなくなる等の養殖業に重大な影響を及ぼす事態への対応等、公益性の高い分野への支援を担うべき。」とさせていただいております。

以上が事務局からの説明になります。ありがとうございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。事務局の方で魚病の効果的な対策の在り方と費用負担の在り方について、前回の協議会でいただきました御意見を基に取りまとめ案を作成していただいております。

本取りまとめ案につきまして、御意見ございますでしょうか。

○釜石委員 水研機構、病理部の釜石と申しますが、よろしいでしょうか。

○廣野座長 はい。お願いします。

○釜石委員 この1ページの取りまとめと費用負担について、非常に前回の協議会における意見をしっかりとまとめているのではないかと感じました。

感想になりますが、以上です。

○廣野座長 御意見どうもありがとうございました。

事務局の方で取りまとめていただいたこの案につきまして、釜石委員から問題ないとい

う御意見をいただきました。

ほかいかがでしょうか。

もし御意見等ございませんようでしたら、資料1に記載されました内容を本協議会での取りまとめとさせていただきたいと思っております。ありがとうございました。

御意見ないようですので、次の議題に移っていきたく思います。

続きまして、2つ目の議題となります遠隔診療の推進についてで、これも事務局の方から御説明をお願いいたします。

○坂本室長 ありがとうございます。水産安全室長の坂本です。

それでは、資料2に基づきまして、遠隔診療の推進について説明させていただきます。

右下にページ番号が振ってありまして、まず1ページ目、遠隔診療の積極的な活用に関する通知について説明させていただきます。

水産分野における遠隔診療の取扱いを明確化し、その積極的な活用を促すため、令和3年3月に通知を発出したしました。その内容としては、魚類防疫員、魚類防疫協力員及び獣医師について、初診から遠隔診療が可能であることを明示し、その積極的な活用を促しております。また、魚病対策全般における情報通信技術の活用を推奨するとともに、過剰投薬防止の観点から、医薬品の使用に関する情報を関係者間で共有することなどを求めています。

2ページ目をお願いいたします。

遠隔診療通知の周知に関する取組についてです。通知の発出後、獣医師による勉強会や都道府県魚病担当者が集まる会議における説明、農林水産省ホームページにおける通知の掲載、都道府県からいただいた御質問に対するQ&Aの発出を行い、遠隔診療通知の内容について周知に努めてまいりました。

3ページ目をお願いいたします。

遠隔診療活用実態調査についてです。養殖業者、都道府県、リスト獣医師等を対象として、遠隔診療で活用した手段等について実態調査を実施しました。

調査の結果、遠隔診療の活用率は、養殖業者で62%、都道府県で84%、リスト獣医師等で70%でした。

また、遠隔診療を活用した者のうち、養殖業者、都道府県及びリスト獣医師等のいずれも、半数以上の者が電話や宅配を利用していました。一方、画像・動画といった新たな技術を用いた診療の割合は低いという結果でした。

4 ページ目を御覧ください。

積極的な遠隔診療活用事例についてです。遠隔診療活用実態調査の中でいただいた積極的な遠隔診療活用事例を御紹介いたします。

1つ目は、串本マリンファームの取組です。こちらでは、電話による状況報告や電子メールによる写真送付を、獣医師や県水産試験場に行い、診断結果やアドバイスも電話や電子メールでいただいております。

メリットとしては、魚病診断が迅速かつ正確にできることで、対応が後手に回ることが少なくなった。ウェブ会議を通じて魚病診断等のレクチャーを受けられることで、従業員の魚病対策意識が向上した。ふだんから遠隔のやり取りを行うことにより、対面で来られた際のやり取りが非常にスムーズになっている、というものがありました。

また、本資料の下側にある写真なんですけども、2枚目のエラの写真による住血吸虫の診断や、3枚目の薬剤感受性試験結果の画像により投薬のアドバイスが行われているということでした。

5 ページ目を御覧ください。

積極的な遠隔診療活用事例の2例目です。鹿児島県東町漁協の例です。

こちらでは、まず漁業者からの情報を東町漁協が遠隔で受け、東町漁協を介して林兼産業家畜魚類診療所による遠隔診療が行われています。

メリットとしては、自分たちが行う魚病検査では分からない疾病等の確定診断が可能、結果が出るまでの期間が短くなり、早い段階で対策を取ることができる、獣医師の観点から投薬や対策等について診断があり確実な対策が可能、といったものがありました。

本資料の下側にある遠隔診療で実際に用いられた画像ですが、1枚目の外観や2枚目の顕微鏡写真を用いたレンサ球菌症の診断や3枚目のブリ緑肝症、4枚目のマダイのスクーチカ症の診断が画像で行われているということでした。

6 ページ目を御覧ください。

遠隔診療推進に向けて解決すべき課題と今後の対応方向についてです。

遠隔診療活用実態調査の中で、遠隔診療推進に向けた課題を収集しましたので、今後の対応方向（案）と併せて説明いたします。

本資料では、診療を行う側である都道府県及びリスト獣医師等と、診療を受ける側である養殖業者に大別しています。

診療を行う側及び受ける側、どちらも①情報の不足、②技術の不足、③検体の送付方法

の順で多くの意見をいただきました。

まず、情報の不足について説明させていただきます。診療を行う側より、「遠隔診療で対応可能な事例について情報が不足している。」、「飼育状況や池の状態、水の使い方といった現地の状況が分からない状態で診療できるか疑問である。」との御意見をいただきました。

また、養殖業者より、「遠隔診療が養殖業者にとって、どのようなメリットがあるのか使い方の説明をしてほしい。」、「遠隔診療で見る魚を十分に診断できるのか心配である。」といった御意見をいただきました。

これら御意見の対応方向（案）としては、先ほど御説明したような遠隔診療の積極的な活用事例、すなわち「遠隔診療の優良事例を収集し、養殖業者、獣医師、魚類防疫員へ周知する」ことを考えています。

次に、技術の不足について説明させていただきます。

診療を行う側より、「遠隔診療の実施に必要な技術が不足している。」、遠隔診療に限らず「魚類防疫員の人材育成が必要である。」、「電話、画像、動画などで遠隔診療を行うには、診断に必要な情報が少ないため、診療経験が豊富でないと難しい。」との御意見をいただきました。

養殖業者よりは、「病気2～3日で多大な被害が出るので、検査や対応を迅速にしてください。」、「魚病診断のプロとなる人材の育成が必要である。」といった御意見をいただきました。

これら御意見への対応方向としては、「獣医師・魚類防疫員向けの研修資料を作成・公表するとともに、希望者を対象に研修を実施する」ことを考えています。

最後に、検体の送付方法について説明させていただきます。

検体の送付は、情報の不足や技術の不足とも関連していますが、特に多くの御意見をいただいた項目であるため、独立した項目としております。

検体の送付方法が多岐にわたり、診療を行う側、養殖業者の双方にとって情報が不足していることが考えられることから、研修資料の中で検体の送付方法について整理し、公表することを考えています。

以上が、遠隔診療の推進に向けた課題と今後の対応方向（案）です。今後の対応方向の案としましては、1つ目が優良事例の公表、2つ目が資料の作成を含む研修の実施、3つ目が検体の送付方法の提供によって遠隔診療の積極的活用の推進を図っていきたいと考え

ております。

以上です。ありがとうございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

規制改革実施計画では、積極的に遠隔診療が活用され、事例を関係者へ周知するなど、遠隔診療がより積極的に活用されるための措置を講ずることが求められております。

ただいま事務局より資料を用いて優良事例の公表、資料の作成を含む研修の実施、検体の送付方法の提供によって遠隔診療の積極的活用を推進していく旨の説明がありました。更に事例についても御説明、御紹介いただきました。

委員の皆様におかれては、遠隔診療の積極的活用の推進に向けて御意見をお願いいたします。特に6ページです。「解決すべき課題と今後の対応方向」というところの表がございますけども、今後の対応方向（案）について、より良いものにするため御助言等をいただければと思います。どうぞよろしくをお願いいたします。

○竹田委員 ちょっといいですか。全海水の竹田ですけど。

○廣野座長 はい、お願いします。

○竹田委員 今後の対応なんですけど、診療する以上、診療費が発生すると思うんですね。今のところ、その診療費、個別の診療についての診療費はどうも発生していないようなので、これから恐らくそういう形で今から重点的にこういう診療をする以上、診療費が必要になるような点と、恐らくそのリスト獣医師による遠隔診療が主になると思うので、その辺の診療費の確認とか、そういうのについても今から確立を是非していかんといけないのではないかと思うのですが、その辺はどういうお考えでしょうかね。

○廣野座長 御意見ありがとうございます。

竹田委員のおっしゃるとおりで、リスト獣医師の方も生活が懸かっておりますので、無償でできるわけではないと思いますので、その辺につきましても、今後検討すべきだというふうに考えておりますけども、事務局、この点について何かございますでしょうか。

○坂本室長 ありがとうございます。

診療費で生計が立てられるようになっていかないと、なかなか獣医師さんの方の診療が進まないというところは意見をいただいておりますので、その点も含めて今後検討していきたいと思っております。ありがとうございます。

○和田副座長 よろしいでしょうか。

○廣野座長 はい。お願いします。

○和田副座長 日獣大の和田でございます。

先ほどの竹田委員からの御意見なんですけれども、5ページ目にあります東町漁協さんの場合ですが、林兼産業さんと診療契約というものを結ばれております。この診療契約の中には、恐らく診療費に関する事項も含まれると思うのですが、その辺については、特に、聞き取りはされていないという理解でよろしいでしょうか。

○坂本室長 診療契約されているというところもあるとは聞いているのですが、その具体的などころまでは聞いていない形になっていますので、またその辺、情報収集して共有できる部分があれば共有させていただきたいと思っております。

○和田副座長 ありがとうございます。

我々獣医師の場合は、診療費に関して、自由診療ということで、それぞれの県であったり、あるいは業態によって、ある程度のベースラインを決めているというところがございますので、私も獣医師会の方といろいろ話をして、分かるところ、調べられるところは調べていきたいなと思います。ありがとうございました。

○廣野座長 どうもありがとうございます。

今日すぐどうしましょうということにはなりませんけど、今後の検討課題の一つとして事務局の方でも情報収集していただいて、また次回のこの協議会の方で御紹介できるようにしていただければというふうに思います。

ほかいかがでしょう。

大分県の福田委員、お願いします。

○福田委員 大分の福田でございます。4ページと5ページの活用事例について少し質問させていただきたいのですが、まず、4ページの串本マリンファームさんの例では、右側の括弧の中に獣医師さんと県の水産試験場が横並びになっていて、それぞれが情報交換等するというふうにも取れますが、串本マリンファームさんの個人情報をこの両者でどのように取り扱われているのか、若しくは何か契約事項のようなものがあるのかというのが1点。

それから、東町漁協さんの方は、この流れの中で、水産試験場が一切出てこないのですが、基本的に水試を除いた形でこういうやり取りが行われているというふうにとってよろしいのかどうか、この2点をお願いいたします。

○廣野座長 御質問ありがとうございます。

事務局の方で、ここで情報収集された際に、まず1つ目の個人情報の取扱い、獣医師と

県との間、その点について何か情報はお持ちでしょうか。

○富澤係長 水産安全室の富澤と申します。どうぞよろしくお願ひいたします。

このアンケートについて各社に聞き取りの方を行わせていただいておりますので、私から回答させていただきます。

まず1つ目の獣医師と都道府県水産試験場での情報の共有についてですけれども、串本マリンファームさんは、自社で発生した事象に応じて使い分けをされているそうです。水産試験場さんには寄生虫を送られることが多いということで、獣医師の方には、薬を処方するような場合に依頼するようが多いということで聞いております。

その双方の情報公開については、すみません、私も伺っていないところで申し訳ないところです。これ、並列で書かれておりますけれども、実際の状況に応じて使い分けをされているということで聞いております。

2つ目の東町漁協さんについては、福田委員御指摘のように、今、漁協さんを中心に林兼産業さんとやられていて、実際の診療については、水産試験場を介されていないというのが現状ということで聞いております。ただ、水産試験場さんについても魚病の発生状況や魚病被害の状況については、報告の方をされていると伺っているところです。

以上です。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。福田委員、いかがでしょうか。

○福田委員 ありがとうございます。

○廣野座長 水産資源保護協会の岩下委員、お願いします。

○岩下委員 水産資源保護協会の岩下です。よろしくお願ひいたします。

この今後の対応方針のところ、一番上に一番初めのところに、「遠隔診療の優良事例を収集し、」この資料の中に2件御紹介いただいているのがあって、あ、なるほどな、これが遠隔診療の具体的なものなんだなということで、私、非常にこれ、いい資料だなというふうに思った次第です。こういうものが各地にあるのを収集して正に周知するということは、非常にこれ大事だなと、不安を抱えている方たちに、こういうものによって示すのは非常にいいことだと思いました。

それで、あともう一つ、その下の「獣医師・魚類防疫員向けの研修資料を作成・公表」ということで、これも先ほどの資料のところに、症例の写真が掲載されております。非常にこういうものというのがやはり遠隔診療を行うに当たって、いろんな症例の写真というものを見て知るということが、私、大事なのではないかなというふうに思っております。

今までも都道府県さんの御協力いただきながら、様々症例写真を収集して、冊子にして、公開させていただいてはいるところなんですけど、もっともっと集めて参考になるような資料というのは絶対に無駄にならないものだと思いますので、非常にこれも賛同できることです。

また、研修にしましても、例えば今までは都道府県の魚類防疫員の方たちに限ってとか、リスト獣医師さんに限ってというふうに研修をやらせていただいていたところではあるのですが、今後もし研修会を行うことがあれば、もうそこら辺垣根は取っ払ってしまって、水産防疫に関わる者というくくりで獣医師さん、県の担当の方一緒でもいいのかなと、そっちの方がむしろ新しいつながりも生まれるでしょうし、いいことが生まれるのではないかと思った次第です。

以上、コメントです。失礼しました。

○廣野座長 ありがとうございます。

優良事例の紹介はすごくいいということですので、今後もこういった事例があれば御紹介いただきたいということと、それから研修資料ですよね、こういうのを集めて関係する人たちが見るようにできることがいいということ、あと研修会も獣医師、あるいは魚類防疫員と分けてするのではなく、一緒にするというのもいいのではないかという御意見をいただきました。ありがとうございます。

続きましては、久保埜委員、お願いします。

○久保埜委員 あすかアニマルヘルス、久保埜です。

6 ページの解決すべき課題の件ですけど、実際、今年度と昨年度、資源保護協会の岩下部長が窓口になって、獣医師さんの研修を、近大水研の白浜で行われていますが、そのときに実際に担当された白樫先生からの話ですけども、近大の升間所長が欠席なので、自分の方から話させていただきます。

具体的に遠隔診療だけではないですけども、例えば未承認の魚種に投薬した場合の用法・用量及び休薬期間、使用禁止期間の設定ができないという点が、各獣医師さんから上がってきたようです。例えばエリスロマイシンをスズキ目以外に使うとか。そのケースのとき、本当にスズキ目の承認、用量でいいのか、日数でいいのかとか、休薬期間が30日がいいのかというところの情報がないので、そこは非常に難しいので、試験するなりして情報が欲しいという声が多かったというふうに聞いています。この件については、以前に過去の協議会でも話題にはなっていますので、その辺の具体的な取組についても検討してい

ただければと。より獣医師さんの方が診療しやすい状況になると思いますので、一言発言します。お願いします。

○廣野座長 久保埜委員、御意見どうもありがとうございます。獣医師の方の特例使用において、特例使用の根拠になるようなデータなんかがあると、獣医師の方も当然安心して特例使用できるようになるかと、私も思いますので、今後、この点についても検討していただければと思いますけど、和田先生か事務局か何かございますでしょうか、今の点。

○和田副座長 和田でございます。

先ほどの御意見なんですけど、正しくそのとおりで、スズキ目の魚に関しては、ほとんどブリでそういったデータを取っているようですけども、その中では広く使えるというふうに理解できますが、そうでない、かなり遠く離れた、例えばヒラメであるとか、あるいはフグであるとか、そういったものに対して使うのは、現状としては、科学的なエビデンスがありませんので、基本的にはやるべきではないというふうに、私は常々考えております。

ですので、そういったデータが出てくるのを待つということがありますけれども、これは恐らく各製薬メーカーさんの方でかなりいろんなものが蓄積されているのでしようけれども、それは全てやはり各メーカーさんの財産でもありますから、そういったものを含めて慎重に取り扱う必要があるかなというふうに考えております。

以上です。

○廣野座長 ありがとうございます。

ただいまの件、事務局の方から何かあれば、なければいいですけど、ございますでしょうか。

○坂本室長 ありがとうございます。水産安全室長の坂本です。

魚病に詳しい獣医師の拡充については、次の次の議題で御説明して御議論いただくことになっております。

この議題でいただいたコメントを踏まえて、今後の拡充の仕方について検討していきたいというふうに考えております。ありがとうございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

○木村委員 よろしいですか。

○廣野座長 はい。

○木村委員 すみません。全国鮎の木村ですけども、内水面の場合は、非常に規模も小さ

いということで、今回のこういう中になかなか見逃されるというか、ちょっと相手にならない場合もあるんですけども、特にこの遠隔診療は今回のキーワードになっていると思いますので、遠隔診療に関して費用うんぬんの問題もあると思いますので、この制度を利用して逆に、これは当然診療も入ってくると思いますけれども、いわゆる研修というかレクチャーというか、今、Z o o m機能は皆さん持っていますので、そういうようなのも定期的にやっていただけると有り難いなと思うんですけども。

○廣野座長 御意見ありがとうございます。

獣医師、水産の方に興味があったりだとか、そういう方に対しての勉強会というのは、和田先生の方でもされているというふうには聞いておりますけども、漁業者で漁業関連のことをされている方向けの勉強会というものも今後積極的に開催していただければいいのかなとは思いますが、水産資源保護協会の方の岩下さんの方では、最近オンラインを使って研修会、講習会のようなこともされていますので、今後そういう点も拡充していただければいいのかなと思いますけど。

岩下さん、お願いします。

○岩下委員 保護協会、岩下です。すみません。

今、廣野先生の方がおっしゃってくださったそのとおりで、こういうZ o o mを使った研修の方も、それでは特に県の人たちだけに限ってとか、そういう形では公開していない、広く多くの方々に参加いただけるような形でやらせていただいております。これからこういう機会もやっぱりどんどん作っていくことによって、皆さんで同じような情報を共有できるような、知識を共有できるような形にしていきたいと思っております。

あと、木村委員のおっしゃってございました内水面の方ではあるのですが、今回、今年度の白浜の研修の方に参加された獣医師さんの中に、珍しいなと思ったんですけども、海なし県の内水面が非常に強い県にお住まいの獣医師さんの方も参加されておりました。ですので、内水面の方も診ていただける獣医師さんというのもいることは確かですので、一応それを付け加えさせていただきます。

すみません。失礼します。

○廣野座長 岩下さん、どうもありがとうございます。

○木村委員 ありがとうございます。

○廣野座長 福田委員の手が挙がってみたいですが、御意見ございますでしょうか。

○福田委員 今後の対応方向のところ、少し意見を述べさせていただきたいのですが、

一番上のところ、情報の不足に対する今後の対応方向の中で、遠隔診療がもう既に今動いていて、スムーズにいつているということであれば、優良事例を収集してそれに向かって皆さん、もっといい形にしようというのはよく分かるのですが、どちらかと言うとこれから始めていこう、スタートしようということですので、むしろ何か問題点が起こったり、失敗事例が起こったりすることが想定されます。そのようなことがないようにしていくことが非常に重要だと思いますので、優良事例だけではなくて、是非その他の問題点、若しくは失敗事例の抽出というのも行っていただければと思います。

以上です。

○廣野座長 福田委員、御意見ありがとうございます。

続きまして、岐阜の中居委員、お願いします。

○中居委員 岐阜県の中居です。よろしくお願いいたします。

今、福田さんのおっしゃられたことと関連しますが、4ページ、5ページの優良事例、これは養殖業者側さんがかなりの魚病診断ノウハウを持っておられるというふうに考えられます。養殖業者さん側が、この2事例に書いてあるとおりの実力を持っていれば、遠隔診療は非常に容易じゃないかなと思われ、どの方法を取っても。一つは養殖業者さん側がどれだけの情報を伝えられるかということに掛かっていて、もう一つはどこを見ればいいのか。遠隔診療とここでくくりにされていますが、遠隔診療ごとに注意すべき点は当然あると思います。電話、あるいは動画、あるいは宅配便で送る場合それぞれでノウハウも変わってきます。今後の対応はそれぞれの遠隔診療ごとの対応、それと養殖業者さん側、あるいは診断者側、それぞれどのようにして行うか。これは蛇足ですけど、検体送付の方法にも掛かってくるわけです。一般的には冷蔵ですけど、冷蔵で一番弱いのは、淡水魚の場合ですと、寄生虫は1日ぐらいたったら大体死んでいます。寄生虫症の診断はちょっと厳しいとかがありますので、やはり遠隔診療を一つとして丸めるのではなくて、その中で細分化した上で養殖業者さん側、診断者側、それぞれでどのように対応すべきかを最初から分けて考えて対応を進めていくべきではないかなというのが、私の考えです。

以上です。

○廣野座長 御意見ありがとうございました。

福田委員と中居委員の方から、この遠隔診療に関連しまして、幾つかコメント、御助言を今いただきました。福田委員の方から優良事例のみではなく、うまくいかなかったケースについても情報を蓄積していくことによって、長い目で見れば改善、いいものに遠隔診

療が育っていくということが考えられるということと、それから、ただいま中居委員の方から、遠隔診療というのでも診療する側のレベルが確立されていても、それを説明する側の漁業者の方のレベルによっては、遠隔診療ができたりできなかったりというようなことも出てくるでしょう。そういうことから、それぞれの立場でのこの遠隔診療の方法とか、そういったものについても今後情報収集して検討していくべきではないかという御意見をいただきました。この点も、今後、事務局の方で加味していただいて、今後の対応方向ということにさせていただきたいというふうに思います。

ほかいかがでしょう。

○和田副座長 ちょっとよろしいでしょうか。

○廣野座長 はい。

○和田副座長 和田でございます。

私もこの4ページ目、5ページ目を拝見していて、ちょっと気になることが幾つかあるんですけれども、ちょっと元に戻って、1ページ目の局長通達の2番目、その他の留意事項の(2)、ここに「獣医師、魚類防疫員、魚類防疫協力員等の関係者間で診療に関する医薬品の処方、使用等の情報を共有すべき」というふうな一文がございます。

これに関しまして、この2つの事例でそれがなされているのかどうなのかというのが、非常に疑問が残るところで、その情報が欠落しております。なので、当然ここには先ほどもありましたけれども、4ページ目の串本マリファームさんの方は、獣医師と県の水産試験場、公設試の方を使い分けているということで、獣医師の方は処方してお願いしている。これ、恐らく適用外の処方のことになるのかなと思うのですが、その辺の情報は、事務方の方ではお持ちでしょうか。

○冨澤係長 水産安全室の冨澤です。

すみません。処方についての適用外かどうかまでの情報までは伺っていないところです。申し訳ないです。

○和田副座長 恐らく適用外でなければ、水試の方に頼むと無料ですので、それはないと思うのですが、恐らく適用外でないかと思うのですが、そうしますと、そういった処方の内容に関しまして、やはり公設試の方と情報は共有された方がいいのかなという気がいたします。

あと当然、処方の場合は、1部を獣医師、1部を業者さん、もう1部はどこか別の機関が保管することになっておりますけれども、それが例えば和歌山県の獣医師会の方でやっ

ているのか、あるいは県の方で保管されているのか、その辺をできればきちんと調べた方がいいかなと思います。

これは同様に5ページ目の東町漁協さんもそうで、ここは水試は介在していないという話ですけれども、そうすると、要するに漁業者、漁協、それから林兼産業さんというこういうユニットの中で情報が閉じてしまっておりますので、やはりこれも処方箋は恐らく適用外ではないかと思うのですが、その適用外の処方箋の情報を控える保管の在り方であるとか、あるいは公設試との情報共有に関してきちんと押さえた方がいいのかなと思います。

なので、別にこうして作っていただいた資料にいちやもんを付けるわけでも何でもないんですけれども、私、個人的にこの2つが優良な事例であるとはちょっと考えにくいというふうに考えております。あえて言えば先行の事例であるとか、あるいは現行こういったふうな事例がありますよといった御紹介というふうにしないと、これを優良というふうに付けてしまうと、皆さん、これに倣えばいいやということになってしまうので、そこは非常に慎重に取扱いをお願いしたいというふうに思います。

以上です。

○廣野座長 和田先生、どうも貴重な御意見ありがとうございます。

特例使用された場合に、それらに関する書類等の保管、それらの書類に関しても、地方公設試の試験場の方なんか確認できるような、そういう制度にしておくべきで、そうあるべきだという御意見だと私は思います。

その点も確かにそうだろうと思いますので、獣医師の方がこれから魚病の分野に入っこれられて、ブラックボックスの中で動かれると恐らく発展していかないのだろうなというふうに思いますので、できる限り公開できるような形にしていっていただきたいというふうに思います。

和田先生、どうもありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。よろしいでしょうか。

それでは、ただいま竹田委員、福田委員から最初の方、御意見をいただきまして、その中で、竹田委員の方は費用について、福田委員からはまず最初に個人情報取扱い等についての御意見がございました。その後、岩下委員の方から研修資料なんかを集める。更に研修会の今後のやり方、取り組み方等についても御意見をいただきました。更に未承認薬なんかについては久保埜委員から御意見をいただきまして、こういう未承認薬ということに関しては、一番最後に御意見、和田先生からもいただきましたけれども、できるだけ公開

で誰もが見る必要はないとは思うのですけれども、都道府県の担当の方たちが確認できるような制度になればいいんじゃないかと。

さらに、木村委員の方から、研修なんかについても漁業者の側、そういう現場で働いている方に対しての勉強会のようなものもあつたらいいんじゃないかと。それに関連して、中居委員の方からも漁業者のレベルだとか、そういったものによってもこの遠隔診療がうまくいったりいかなかったりということもあるので、今後の取組としては一まとめにするのではなく、漁業者、魚類防疫員、あるいは獣医師というところで、それぞれでの問題点なんかの抽出もして行って、より良いものにしていく。

さらには、福田委員の方からは、事例のある程度うまくいったような場合だけではなくて、うまくいかなかった場合についても問題を抽出できるように、そういう事例についても収集していただいた方がいいというような御意見がございましたので、ほかにもし御意見がなければ、事務局においては、ただいまのいただきました御意見を踏まえて遠隔診療の積極的活用を推進していただきたいと思っておりますけれども、それらについてもまた次回以降も情報交換、協議ができるように取りまとめをまたしていただきたいというふうに思います。

ただいまの件に関しまして、ほか特に御意見なければ、次に移っていきたいと思います。

続きまして、議題の（3）になります。水産用医薬品の使用基準の見直しについて、事務局の方から説明をよろしく願いいたします。

○柳澤専門官 それでは、資料に基づきまして、水産用医薬品の使用基準の見直しについて、説明させていただきます。資料3を使います。お手元によろしく願います。

水産用医薬品の使用基準の見直しというところで、1ページ目です。こちら、規制改革実施計画でも課題として出されているものです。真ん中の令和2年度「規制改革実施計画」実施項目dというところでは、使用基準について、毎年養殖業者のニーズを確認して見直しを行うと。去年もおととしもニーズを確認して見直しを行うことはやってまいりましたが、引き続き令和2年度以降も継続的に措置をするということになっています。

その下、令和3年度の実施計画の実施項目aでいきますと、今年獣医師による適用外使用の実績を収集して、分析して、その適用外使用しているところから医薬品のニーズがあるという観点で、そのニーズと併せて使用基準の見直しに反映していくというところが実施項目になっております。

それで2ページ目に進みます。

ここから、これまでにやったことと、今回のことで前半・後半で分かれるのですけれども、まずは、これまでの進捗状況、使用基準の見直しについて、これまでやったことについて報告させていただきます。

まず、経過としては、繰り返しになりますが、規制改革実施計画に基づいて、令和元年度から使用薬品の使用基準の見直しを進めております。具体的には、協議会でそのニーズの調査の結果を基に御意見を伺いながら、使用基準の見直しの基本的な考え方、下の枠、①から⑥の考え方を設定してニーズ調査結果に基づいて、水産医薬品の開発などに今後取り組んでいくべき事項というものを選定して取り組んできたところでございます。

使用基準見直しの基本的な考え方が①から⑥の中で、例えば養殖業者から多くのニーズがあることだとか、より多くの場面で使用可能になるとか、魚病対策として有効であることなどを挙げております。

そこで、令和元年度、令和2年度におきまして、赤字で示しております6つの病気、魚種の病気について取り組むべき事項として挙げられています。

上からサケ科魚類の冷水病、ブリ属魚類のべこ病、マグロのイリドウイルス病・レンサ球菌症、令和2年に選ばれたのが、ブリ属の α 溶血性レンサ球菌、ブリ属の細菌性溶血性黄疸、マダイのエドワジエラ症となっております。それぞれ具体的にどのようなことを今までしてきたかを紹介させていただきます。

3ページ、(2) 取り組むべき事項の進捗状況とあります。サケ科魚類の冷水病、これまでも報告させていただきましたが、令和2年9月にサケ科魚類で冷水病が使えるようフロルフェニコールという抗菌剤を承認させていただきました。

続きまして、ブリ属の魚類のべこ病、こちらについてはただいま審議中で、令和4年の4月頃に承認予定となっております。何とか今年のべこ病シーズンに間に合わせたいと考えて、各部局と調整しているところです。

続きまして、マグロのイリドウイルス病、マグロのレンサ球菌症、こちらまだ開発という段階ではないのですが、農林水産省の委託プロジェクト研究によって、ブリ用のワクチンをマグロに使えるかというところで試験を平成31年から実施しているところです。そして、ある程度効果が見えてきているのですが、令和4年度は、水研機構においてワクチンの効果が期待できる最小成長段階の解明だとか、又は、注射ワクチンじゃなくて経口ワクチンではどうかところについて引き続き研究していくところでございます。その際、製薬メーカーが協力機関として参加して、ワクチン承認に必要な試験について情報共有・技

術協力を行う予定となっております。

続きまして、令和2年度に選ばれましたブリ属の α 溶血性レンサ球菌、こちらは薬品を開発するというよりかは抗菌剤の使い方、若しくはワクチンの効果などについて確かめるというところでした。具体的にはエリスロマイシン以外の抗菌剤について、現場の認知度が低いという課題がございましたので、令和3年の9月に課長通知を出しまして、そこに何が書いてあるかというところ、抗菌剤の使用方法等について周知いたしました。エリスロマイシン以外にもこんな抗菌剤がありますとか、こういうふうに使えばいいですよというところを現場から情報を集めて、それを情報提供したところでございます。

ワクチンにつきましては、II型レンサ球菌への対応というところでアジュバント入りの5種混合ワクチンの使用だとか、コロナウイルスのように既承認ワクチンの2回接種というところにII型株について効果が期待されていたということもありまして、製薬会社から今年度、情報を収集して本年度内に、本年度、あと2か月ですけど、その中で都道府県などとそのワクチンの効果について情報を共有する予定となっております。

また、昨年の夏からまたII型とは違う新たなタイプと見られる新型株が確認されております。こちらが今年からまた流行する可能性もある、懸念されているというところから、今、各地の情報を収集するとともに、今診断方法の確立を進めているところでございます。

続きまして、ブリ属の細菌性溶血性黄疸、マダイのエドワジエラ症まとめてですけども、こちらについては水産用医薬品の製薬メーカー8社と、使用基準の見直しを進めるためにその方策について意見交換を実施しているところでございます。単純にそのメーカーに「やってください」と言ってもすぐには実現するわけではない。そのためにどのような課題があるかというところについて意見交換をしております。その意見交換の概要について、少し4ページで紹介させていただきます。

次のページをお願いします。

(3) 水産用医薬品製薬メーカーとの意見交換により把握した課題というところでは、8社の製薬メーカー様と意見交換を行わせていただきましたところ、例えば採算性に関する課題とか、そして、水産用医薬品は市場が小さくて、開発費の回収が容易ではないという意見があったり、製剤の研究・開発の検討に関する課題としては、国からの情報提供、こういうところで、開発しようとしている医薬品の対象としている疾病が発生しているだとか、その発生している養殖場を管轄する試験場というものを紹介してくれれば有り難いという話もあった。また、ニーズ調査や協議会での議論に基づいた国の要請というものは、

社の中でも非常に要請があったということで動きやすくなるという情報も頂いたり、ウの承認制度に関する課題というところで、承認制度について、負担軽減、少し緩和してほしいというところもありまして、その負担軽減に取り組んでほしいというところの意見を頂いています。ここに挙げた意見は、今回取り組むべき事項に挙げられているマダイのエドワジエラ症とか、黄疸症とか、そういうところに関しての意見であります。

このほか全体的に水産用医薬品の開発を推進するにはどうしたらいいかというような意見も聞いておりまして、本日は一部だけの紹介になるのですが、引き続きメーカーとの意見交換を進めて、対策を具体的にしていくことで承認申請を引き続き拡大するための環境整備に取り組んでいきたいと考えております。

その後、5ページ、6ページ、7ページと医薬品に関するこれまでの取組を簡単に紹介させていただくのですが、まず(4)、5ページです、(4)これまでに講じてきた対応として、優先審査への位置付けというものがあります。こちら、水産用医薬品、動物医薬品という大きなくりの中で、特に水産に使うものを水産用医薬品というんですが、ほかの家畜とかペットの医薬品よりも水産用医薬品を医薬品の承認のときに優先的に審査の対象にできるように局長通知を改正させていただきました。

これまでも運用で水産用医薬品を優先させていただいておったのですが、それを改めて明文化したというところで、黄色いマーカーのところの水産のところなんです。食用に供するために養殖されている水産動物における重要な疾病の予防と書いてあります。食用の養殖魚に絞って、既存のものでは防疫上十分な対応ができないものとして課長が指定するものとして、こちらが優先審査の対象とするとしております。

これによって、今までは家畜やペットと一緒に審査することで、多少時間が掛かっていたものが、水産用医薬品、迅速な承認審査が可能となるということになります。

次のページをお願いいたします。

予算の話ですが、今、予算の概算決定額が出ております。そのままポンチ絵を付けているのですが、その中で水産防疫対策事業拡充を頂いておりまして、特に1の⑤、ちょっと字が小さくて申し訳ないのですが、「ブリ等の戦略的養殖品目の疾病に対応するためDNAワクチン等新たなワクチンやワクチン接種プログラムの開発」とあります。ということかといいますと、接種プログラムというのは、コロナウイルスもそうなのですが、ワクチンをどういうふうに打つと効果が最大限引き出されるのかというところを、プログラムを組んで開発して、そのとおりに使っていこうじゃないかという取組でございます。

そのほか7ページにいきますと、動物医薬品対策事業というのがあります。こちらも増額することができました。こちら、四角枠内の3番、希少疾病等動物用医薬品の実用化の促進、これ、どういう事業かと申しますと、前からあるのですが、市場規模が小さい家畜とか養殖魚、ミツバチとか養殖の魚だとかが、市場が小さいものに関して成長産業化に必要な水産動物の医薬品等の実用化に向けて、開発費の補助を行うというものでございます。

実際に製薬メーカーさんが承認申請に向けて開発試験というものをを行うのですが、その費用を負担するということをごさしまして、このたびまた拡充できましたので、ますます水産用医薬品の支援をしていきたいと思っております。ここまでがこれまでの取組となっております。

8ページからは、今回の取り組むべき事項の見直しというところになります。

まず、この小さい文字の表があるのですが、この表は何かと申しますと、昨年度も行いました養殖業者への要望調査、通称ニーズ調査です。どういう医薬品を開発してほしいかというところでニーズ調査を今年も行いました。都道府県の皆様方には大変お世話になりました。

それにプラス、冒頭でも申し上げましたが、今年、獣医師による適用外使用、どんなことが行われているのかというところで調査を行ってまいりました。そこを組み合わせたのがこの表で、黄色と青で塗りつけられているものが、獣医師によって適用外使用だとか、適用外使用じゃなくても、ワクチンの他魚種への使用など実績があったものとしております。緑で色を付けているのは、ただ見やすくするためですので、特に関係ありません。

この調査結果を基に、今年取り組むべき事項の見直しをやるんですけれども、次の9ページをお願いいたします。

この調査結果を踏まえて、見直しの進め方として、(1)から(4)の流れで行っております。

まず、ニーズ調査において挙げられた疾病と「魚病に詳しい獣医師による適用外使用の実績調査」において使用実績が把握された疾病の中から、取り組むべき疾病の追加すべきものを検討して、候補に挙げるというところ です。

その中から基本的な考え方⑥の戦略的養殖品目であることなどについて、魚種に関するもの、⑥に合致する魚種に関するものを選定し、(3)で「使用基準見直しの基本的な考え方」①に基づいて、上で整理した疾病の中から、更に要望数が10件以上で、魚種内で要望割合が10%以上かつ被害額が1,000万円以上あったものというものを選定いたしました。

(4)「使用基準見直しの基本的な考え方」②から⑤に基づいて、先ほど挙げた疾病について、今後どのように取り組むかというところを検討したという順番で見直しの進め方を挙げています。

次のページをお願いいたします。

この見直しの進め方に沿って選んだものが、表の疾病となります。具体的な対応方針(案)も同時に示しております。

どのような疾病が上がったかという、左側、ブリ属のノカルジア症が上がりました。こちら、昨年度も候補に上がっていたのですが、本疾病に関する要望の9割がワクチン。ノカルジアのワクチンが欲しいというニーズがとても多いというところでございます。これは、もともと治療薬が効きにくい菌と言われていることだとか、薬剤耐性の観点から、抗菌剤よりもワクチンが望まれているというところもあるのですが、ただ、ワクチンのことについては、これまでの研究で、不活化ワクチンではまず効果が得られないということが確認されています。ですので、基礎研究としてDNAワクチンの開発を行っているのですが、まだすぐというわけにはいかないの、基本的な考え方⑤に合致しないというところでございます。

そのほか、ブリ属の細菌性溶血性黄疸だとか、マグロのワクチン、マダイのエドワジエラ症というところでは、既に取り組むべき事項に含まれております。ブリ属の細菌性溶血性黄疸は、抗菌剤、アンピシリンなどの抗菌剤を開発したいと。マダイのエドワジエラ症についても抗菌剤について対応したい。マグロのイリドウイルスとマグロのレンサ球菌症については引き続きワクチンの開発について研究・開発に取り組むということで進めていきたいと考えております。

以上になります。

11ページ以降は、参考資料として、先ほどニーズ調査とか適用外使用の調査だとか、さらっと言ってしまったのですが、その詳しいデータなどを参考として後ろに添付させていただいております。本日は説明を省略させていただきたいと思っております。

○廣野座長 どうも御説明ありがとうございました。

ただいま御説明いただきました水産用医薬品の使用基準の見直しということにつきまして、御意見等ございましたらお願いします。

福田委員、お願いいたします。

○福田委員 よろしく申し上げます。

ここに書かれているように、メーカーさんの採算性という問題があるので、仕方ないことかなとは思っているのですが、結局、養殖業者さんの要望調査を取ると、どうしてもやはりスズキ目の魚類の生産量が大きいので、海産魚では、強い意見になってしまう。結果的に、既に比較的恵まれているスズキ目の魚種が、更に優遇されて、マイナー魚種、例えばフグ目やカレイ目がそのままになってしまうという、そういうジレンマを感じてしまいます。ちょうど7ページの事業の内容の中の3に、希少疾病動物用医薬品の実用化の促進という項目がありますので、是非そういうマイナー魚種、養殖業による魚種の多様化を進めるという意味においても、この辺りに力を入れていただくようお願いしたいと思います。

以上です。

○廣野座長 御意見ありがとうございます。

今の福田委員の御意見に対して事務局から今何かございましたらお願いします。

○坂本室長 ありがとうございます。

7ページ目の希少疾病等用動物用医薬品の実用化の促進ということで、こちら、力を入れていきたいと思っております。令和4年度の予算要求で、令和3年度から額を増やしていったところです。額が増えた4年度予算を有効に活用して対応していきたいというふうに考えています。ありがとうございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

○竹田委員 ちょっといいですか。全海水の竹田ですけど。

○廣野座長 はい、お願いします。

○竹田委員 福田委員の話と関連するんですけど、ワクチンの、スズキ目ワクチンは、これ、いいんですけど、乱暴な話なんですけど、ワクチンの適用外使用とかそういうのはどうなんでしょう。そういう形にしたらワクチンも費用対効果で開発しても容易じゃないかと思うんですけど、ちょっと乱暴な話でしょうかね。その辺、専門家はどのような考えを持っているのか聞きたいんですけど。

○廣野座長 御質問ありがとうございます。

ただいま竹田委員の方から、ワクチンに関して、適用外使用というものを、ちょっと表現が難しいですが、積極的に進めたらどうかというような御意見だったかと思っておりますけども、この点に関しまして、どなたか御発言ございますでしょうか。

○柳澤専門官 ワクチンの適用外使用というお話について、柳澤から説明させていただき

ます。

すみません。まず法律の言葉の問題になってしまうのですが、適用外使用というのが、使用基準が定められているものについて使用基準以外の使い方で使う、抗菌剤とかに使う言葉なんです。ワクチンの場合は、適用外使用というよりかは、いい名前がないのですが、ほかの魚種への使用という話をしていまして、そちらの話をさせていただきます。

20ページを御覧いただきますと、今回、適用外使用等の調査について、獣医師がどういう処方をしていたのかというところをまとめている表があって、20ページがそれこそワクチンなのです。獣医師がブリ用のワクチンを、シマアジとかマダイに使っているという症例があります。こちらが参考になると思うのですが、例えばブリとシマアジで同じスズキ目という近いところもありますので、かつ同じような病気が出る傾向がありますので、このように応用するということもありまして、こういう症例があるところです。

回答になっていますでしょうか。

○廣野座長 積極的に進めていくというような。

○和田副座長 つまりスズキ目以外の魚種にも使うのかということ竹田委員はおっしゃりたいのかなということなんですけど。

○竹田委員 そうです。スズキ目以外でも使えないかという話です。

○柳澤専門官 基本的にワクチンの場合は、もちろん承認の範囲の中で使っていただくことになるんですけども、それを先ほどマグロのワクチンの話もそうですけど、ニーズがあればブリ用のものをマグロに使えるようにとか、シマアジに使えるようにというところですので、研究開発等に支援していくというところが、我々の目指すところでございます。

○竹田委員 シマアジだったら、スズキ目ですから使いやすいんじゃないですかね。

○柳澤専門官 専門家によると、ワクチンに関しては、抗菌剤と違って同じ目だからといって必ずしも全部の病気でワクチンが効くという感じではないようです。もちろん共通する抗原とかもあると思うのですが、それが言えないので、今のところ、例えばブリのワクチンをどこまで広げる、ブリ属という範囲でまとめることはあるんですけども、スズキ目というところで今まとめるという流れにはなっていないところではあります。

○竹田委員 はい、分かりました。

○廣野座長 ありがとうございます。

今、柳澤さんからも御説明ありましたが、どうしても私たち、まず「魚」と一くく

りにしてしまうわけですが、魚は非常に多様なので、免疫応答なんかもかなり種によって異なっているということが分かってきております。スズキ目というすごく広い種をカバーすることを一つの目にまとめているというのも生物学的に正しいのだろうかというふうに思うことも多々ございますので、抗菌剤は直接細菌をたたくわけですので、魚の体の中に入っていけば、病原細菌をたたいてくれるわけですが、ワクチンの場合は、ワクチンを接種した後に免疫応答が起こらないと、あるいは期待した量の免疫応答が起こらないと、お金の無駄になってしまう、産業動物の場合は。ということも考えられるので、これまでも魚の場合でも、種ごとに試験をしてそれで承認するという形になっていっております。ブリに関しては、日本の場合、ブリ・カンパチ・ヒラマサというのがありますので、ブリ属に関しては、3種のうち2種で試験をしていけば、ブリ属で認めるというような形にはなっているのですが、それがいきなりまだスズキ目というのに広げるのには、研究に関してもまだまだ十分ではないというふうに思われますので、竹田委員の言われることもごもっともだと思いますので、竹田委員が言われたようなことも考えつつ、研究の方も、水産研究機構や大学なんかも進めていって、何らかのデータが出てくれば、水産安全室の方とも相談しながら拡大していくということは、今後期待はできるのではないかとこのように思います。

○竹田委員 ありがとうございます。よろしく申し上げます。

○廣野座長 前田委員、お願いいたします。

○前田委員 全国海水の前田です。

この10ページにあるように、具体的な対応方針（案）のように、ブリ属のノカルジアからマダイのエドワジエラまで、多くの生産者が苦しんでいると思うので、このように進めていただけたらいいと思います。

あと、先ほどおっしゃってくださったように、まだトラフグとかヒラメとか、その他の魚種でも、この参考資料の15ページにもあるように、多くの魚種でいろいろな要望が出ているのですけれども、スズキ目以外にも希少というか、キャパの小さい魚種でかなり苦しんでいる養殖業者もありますので、引き続き研究とあと開発、いろんな薬を使えるように進めていただけたらというふうに思いますので、どうかよろしく申し上げます。

○廣野座長 前田委員、御意見ありがとうございます。

最初のところで福田委員も言われましたように、ブリに偏ってしまっていると、どんぶりブリとかスズキ目魚類が優遇されていくように見えてしまうという御意見もございませ

たので、ただ限られた……これは私の想像です、限られた予算の中で動いていく必要もございませぬので、この協議会での具体的な対応方針（案）としては、10ページにまとめてあるもので進めていくわけですけれども、もちろん研究者、試験場、あるいはメーカーの方でこれらのこと以外に関しても研究が進んでいけば当然、8ページですか、希少疾病対象の医薬品の開発の補助金なんかも、これ、メーカーだけが申請できるというわけではなくて、研究機関、大学でも将来的に承認を目指すというものであれば、対象にもなっておりませぬので、そういったグループでこういった予算を使って希少疾病の医薬品開発ということを進めていくということもありではないかというふうに思ひませぬ。

続きましては、森友先生、お願ひませぬ。

○森友委員 すみませぬ。日大の森友でございませぬ。

以前もお尋ねしたかもしれませぬけれども、細胞性免疫が重要なウイルスとか、細胞内寄生菌のような、今回であれば、ブリ属のノカルジア症においてDNAワクチンの開発がなかなか進んでいないというお話がここに書かれていませぬけれども、DNAワクチンの場合、前回、養殖研の先生が、精製が難しいというようなお話があったと思ひませぬけれども、僕の理解では、魚の場合は、LPSに対する感受性が低いので、DNAワクチンはやりやすいのかなと思ひませぬのでございませぬけれども、この辺は現状どこが問題なのかもう少し具体的に教えていただけませぬでしょうか。

以上です。

○廣野座長 御質問ありがとうございました。

今の森友委員からの御質問に対しまして。

○坂本室長 釜石部長、お願ひできますでしょうか。

○釜石委員 釜石です。

ブリのノカルジアに関しては、非常にDNAワクチンが効きにくいということがございませぬまして、現在いろんな抗原を試しているところではございませぬ。それについての理由ですが、カンパチでは海洋大学の加藤先生とかが結構研究されていませぬ、カンパチのノカルジアでは、DNAワクチン、結構効いてはいるのでございませぬけど、ブリに関してはなかなか効かないということで、その一つの理由としては、ブリに対するノカルジアの病原性が非常に強くて、少々のワクチン効果なんかはもう破ってしまうみたいな、イメージではございませぬけど、そういう状態だと思ひませぬ。

現在、ほかの抗原を試してもいるところではございませぬけど、ウイルスなどは非常にDNAワ

クチンとの相性がいいというか、ウイルスにもよりますけど、遺伝子を乗せる数が非常に少なく、その中でキーとなるものを抑えていくというふうな、コロナだったらスパイクの一部分とか抑えられるのですが、バクテリアになってくると、表面、いろんな抗原がございまして、1個抑えたぐらいではどうにもならないということもあるような——イメージですけど——がございます。

あと、そういうふうなこと、たくさんの抗原を試しているということと、あとブリに対する病原性が非常に強いということで、DNAワクチンが今ちょっと作りにくいというか、いろんなことを試してはいるのですが、なかなか効くものが出来上がってこないという状況でございます。

拙い説明で失礼いたしました。

○廣野座長 釜石委員、御説明ありがとうございました。

森友委員の方から、一般的にDNAワクチンとしての承認に向けた場合の問題点はどんなものというのもあったかと思うんですけど、この点に関しては、事務局の方、いかがでしょう。

○柳澤専門官 事務局、柳澤より説明させていただきます。

DNAワクチンにつきましては、今後、今、不活化ワクチンしかなくて、不活化ワクチン以外のワクチン、特にDNAについてはこれから積極的に支援していこうというふうに考えておまして、これまでも補助事業等でDNAワクチンの承認申請に必要な資料はどういうものが必要かというところで、ガイドラインのようなものでまとめておりますので、今後製薬メーカー様と一緒にそちらについて調整していきたいと考えております。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

水産安全室あるいは消費安全局の方でDNAワクチンに関してのガイドラインのようなものは作ってきていただいているということですので、今後、メーカーの方で申請の希望とかがあれば、更に進んでいくのではないのかなというふうに思います。

森友先生、よろしいでしょうか。

○森友委員 ありがとうございます。結構でございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

続きまして、岐阜の中居委員、お願いいたします。

○中居委員 岐阜県の中居です。

それで、それとは別に気付いたことを一つ挙げさせていただきます。

8 ページに養殖業者への要望調査の結果が出ますが、これの取扱いですね。先ほど言った方針についてどうこうではないのですが、ここに挙げたものが明らかに研究の対象にならないと分かっているものが多分幾つかあるんじゃないかなと思います。抗菌剤で言いますと、残留期間が非常に長ければ、食用出荷を目的とした魚に対しては治療薬として投与できないということになります。この辺のデータは、文献とか、あるいはひょっとしたら非公開のデータを製薬会社さんがお持ちなのかもしれないので、問合せなりするなりして、はなから駄目なものは省いていく。そのような作業も必要なんじゃないか。

一例を挙げますと、淡水ニシン目でレンサ球菌症の1番がエリスロマイシンですね。これは、ブリ属でエリスロマイシンがレンサ球菌で使われているから挙げられたんじゃないかと思うんですが、淡水魚の水温では、エリスロマイシンは文献上、残留期間が非常に長い。とても食用魚では使えない。これが淡水魚で使われた研究例というのが細菌性腎臓病（BKD）、これは垂直感染を起こす菌と言われているのですが、親魚に投与して卵巣内とか卵内にいる細菌性腎臓病の菌を殺菌する目的で海外の研究例、それを根拠として日本でも地方公設試での実施例があります。裏を返せば、そこを利用しているわけですから、治療薬としては考えられない。

それとアユの細菌性鰓病、過酸化水素水があがっているのですが、これも海産魚で駆虫剤で使われているものですが、冷水病対策で、私が実際に体表消毒ができないかやったのですが、非常に毒性が強くて全く使い物にならない、しかも悪影響が長期間残るといような結果がありますので、これは使えない。私、ぱっと見ただけで淡水魚ですけど2つありますので、ほかにもやりたくてもちょっと無理だなというものがあるんじゃないか。その辺の整理はやはりしていく必要があるんじゃないかなと、この結果を見て思った次第です。

以上です。

○廣野座長 中居委員、どうも貴重な御意見ありがとうございます。

最初の御意見は、淡水魚の方についても配慮していただきたいということでごもっともだと思います。更に2つ目の御意見としては、8ページの医薬品、養殖業者の要望調査で、駄目なものは駄目だと、使えないだろうというようなものについても省くなり、それを示すなりして、それで分かりやすくしていった方がいいという御意見だったと思います。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

なければ、この件につきましても、事務局の方では、魚病対策促進協議会で合意した今後取り組むべき事項について、引き続き進めていっていただくということと、それから、もう一つのお願いとしては、今日幾つか御意見出ました。ここの具体的な対応方針に載っている魚種、それ以外のものに関しても少し配慮いただけるようなことを考えていただきたいというようなこともございましたので、その点も今後御配慮いただければなというふうに思います。どうぞよろしく願いいたします。

では、続きまして、議題（４）の方に移りたいと思います。

議題（４）は獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備についてということで、まず事務局の方から御説明をお願いいたします。

○中村班長 事務局の中村でございます。

それでは、資料４、「魚病に詳しい獣医師の拡充」の資料に沿って説明の方をさせていただきますと思います。

それでは、右下に１とページが書かれている資料の方を御覧いただきたいと思います。

こちら、獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備についての資料でございますけれども、これまでの取組、それから今後の活動の予定の順に説明させていただきます。

まず、これまでの取組についてでございます。養殖魚の成長産業化のため、リスト獣医師の拡充と併せて、リスト獣医師の知識及び技能の向上のための取組といたしまして、令和２年度から、リスト獣医師の方などを対象に座学講習と現地研修を実施してございます。また、関係者間の情報共有の構築、かかりつけ獣医師体制の整備などを推進するため、令和３年３月に魚病対策の的確な実施に向けた取組等について、局長通知を発出いたしました。令和３年３月には、70名の獣医師の方をリスト化し、都道府県と共有いたしました。獣医師リストにつきましては、今後とも公募を継続するとともに、更新したリストを本年度末、来月でございますけれども、改めて都道府県に共有予定でございます。

さらに、令和３年３月から、リスト獣医師の主催による勉強会、水産動物医療研究会でございますけれども、こちらが定期的で開催されて、獣医師同士でより実践的な知識や経験を共有される場が設けられているところでございます。

次に、今後の活動予定についてでございます。

これまでの取組を基本的に継続しつつ、都道府県魚病ブロック会議、水研機構の魚病部会、水産用医薬品薬事監視講習会において、都道府県魚病担当者に対し魚病に詳しい獣医師の拡充につき継続的に協力を依頼する予定でございます。

具体的には、現場実習支援に関する協力依頼を令和3年12月に都道府県に発出しているところでございます。都道府県における獣医師の現場実習の実施をフォローするとともに、新たに養殖業者と獣医師とのマッチングの方を実施する予定でございます。

さらに、記載の内容が前後いたしますが、獣医師に対する魚病研修につきましては、獣医師及び魚類防疫員を対象とした遠隔診療研修を新たに実施いたします。

このような取組によって、獣医師の拡充及びかかりつけ獣医師体制の整備を推進していきたいと考えております。

事務局からの説明は以上でございます。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございました。

ただいま事務局より、獣医師の拡充及びかかりつけ獣医師体制の整備に関し、これまでの取組及び今後の活用予定について説明をいただきました。委員の皆様におかれては、獣医師の拡充及びかかりつけ獣医師体制の整備に向けて御意見をいただきたいと思います。特に今、使われました資料の「今後の活動予定」についてというところで、これを更により良いものにしていくための御助言をいただければと思います。よろしく願いいたします。

岩下さん、お願いします。

○岩下委員 日本水産資源保護協会の岩下です。

今後の活動予定のところで、「養殖業者とのマッチングを実施」というふうに書かれておまして、この会議のどこかのところで、私、やっぱり獣医師さんが現場に出る機会、現場経験を積んでいかないことにはなかなか獣医師さんの活躍というのは望めないのではないかという意見を申し上げたかと思っております。それがこういう形で、マッチングという形で現場の人たちとつながるといことはいいかなと、非常に思ったところです。

このマッチング、どのような形で実施されていくのか。何か具体的な方法みたいなものはあるのでしょうか。もしあれば教えていただきたいと思いますけど、よろしくお願いします。

○廣野座長 岩下委員、御意見ありがとうございます。

事務局の方、いかがでしょう。

○中村班長 事務局の中村でございます。

養殖業者とのマッチングということにつきましては、まず、獣医師の方、それから養殖業者の方、御指摘のとおりなかなか接点がないといったところでございます。こちら、水産庁あるいは全海水様、あるいは各養殖の関係団体様とともに現場で受入れが可能かどうか

かというような質問などをさせていただき調査などを行いつつ、獣医師の方と接点を設けられるかどうかということを確認して対応していきたいということが一つございます。

○廣野座長 ありがとうございます。

岩下委員、いかがでしょうか。

○岩下委員 大変ありがとうございます。過去2回の研修で実際に獣医師さんとお目にかかって、獣医師さん、非常にやる気のある方たちがいらっしゃるなというふうにしみておりますので、是非マッチングがうまくいって活躍できる場が増えるといいなと思った次第です。よろしくお祈いします。

○廣野座長 ありがとうございます。

森友先生、お祈いします。

○森友委員 日大の森友でございます。

せんだって、うちの大学の学生で、どういうわけか、ホームページか何かで水産獣医師のことを聞きつけた学生がいて、「非常に興味があるから、そういう研修会みたいなものはないのでしょうか」という問合せがありまして、「今のところ学生は入れないんだけどね」というようなことで説明したんですけども、前回私も参加させていただきました近大での実習等、非常に充実してよかったものですから、もしよろしければ、少し学生の枠もあった方がいいのかなと思いました。

また、岩下先生おっしゃったように、要は水研の方と一緒にやった方がより現場感が湧くかなと思いましたが、その辺も検討いただけたらなと思ひます。

以上です。

○廣野座長 御意見ありがとうございます。

研修会でまだ獣医師になられていない学生なんかの参加について可能性はないのかというのが1つ目の御質問で、あと2つ目は、御意見として魚類防疫員とか現場の方との交流、獣医師と一緒に研修できるような場があったらいいんじゃないかということだったと思ひます。

1つ目の質問に対して、事務局の方、何かありますでしょうか。

○中村班長 事務局の中村でございます。

学生の方の研修への御参加の件について、まず若い方がこういった興味をお持ちいただくというのは非常に有り難いというふうにお祈いしております。

それを踏まえまして、現場での実習についての機会というのは、今後の検討の余地があ

るのですが、可能な限り、こういった研修の場につきましては、ウェブを使って皆様、関係する方ができるだけ御覧になっていただいて、知識を深めていただくことが重要だと考えておまして、まずはその辺から参加いただけるような形を作っていきたいと考えているところでございます。

○廣野座長 ありがとうございます。森友先生、よろしいでしょうか。

ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。

もし御意見がなければ、獣医師の拡充及びかかりつけ獣医師体制の整備に向けた御意見、ありがとうございます。

最初のところでも、獣医師の費用とかについても御意見、御質問も出ていましたので、今後、獣医師の拡充に向けて費用等々についても情報があれば、そういった全てが全て公開するのは、お金に絡みますので、できないとは思いますが、できる限りそういった情報も紹介していただけると、獣医師さんをお願いする側も漁業者側も安心でしょうし、水産の方に興味を持っていただく獣医師さんの方も入ってきやすいのではないかというふうに思いますので、是非よろしくお願ひしたいと思います。

事務局におきましては、本日のいただきました意見等を踏まえて獣医師の拡充及びかかりつけ獣医師体制を今後も推進していただきたいと思ひます。よろしくお願ひいたします。

それでは、最後の5番目の議題になりますけども、魚病対策の迅速化に向けた更なる対応について、これもまず事務局の方から説明をお願ひいたします。

○坂本室長 ありがとうございます。水産安全室長の坂本です。

資料5を用いまして説明させていただきます。

1ページの資料なので、1ページを御覧ください。

第7回魚病対策促進協議会において、委員の皆様から御提言いただいた事項について、対応状況を報告させていただきます。

左側の御提言、1つ目については、魚類防疫員の再教育についてです。これについては豊富な診療経験・実績を有する水産試験場魚病担当者を講師に招いた研修や、都道府県水産試験場での実地研修を、一定の実務経験のある魚類防疫員を対象に令和4年度予算により実施する方向で準備をしております。

2つ目の各水産試験場が共有している様々な資料の共有についてです。これについては、令和4年度予算の事業により、各都道府県が所有している資料を集約し、各県へ共有する

方向で準備をしております。

3つ目は、種苗や製品サイズの流通経路の把握についてです。これについては、段階的な形になるかと思いますが、情報を集めるために都道府県や養殖業者を対象とした聞き取り調査を実施する方向で準備を進めています。

4つ目のオートジーナスワクチンについては、他国の例、制度や利用の実態について調査を開始したところです。

以上が資料の説明になります。ありがとうございます。

○廣野座長 御説明ありがとうございました。

遠隔診療の推進などを通じ、魚病対策の迅速化を進めているところ、協議会の委員の皆様から提言に対応することにより魚病対策の迅速化がより着実なものになっていくというふうに思います。「魚病対策の迅速化に向けた更なる対応」という議題になっております。

まず、私の方から少し発言をさせていただきたいと思います。

本日御議論いただいたように、魚病対策協議会の議論を反映した形で、遠隔診療の推進、水産用医薬品の使用基準の見直し、獣医師の拡充・かかりつけ獣医師体制の整備などを通じ魚病対策の迅速化が進められてきているというふうに考えています。

このため、今後も魚類防疫員及び獣医師双方の積極的な人材育成や養殖業者、魚類防疫員、獣医師の連携促進に取り組んで魚病対策の迅速化を進めていただきたいと思いますと考えております。

この点につきまして、委員の皆様から御意見、御助言をいただければと思います。よろしく願いいたします。いかがでしょうか。

ゴト一養殖研究所の逸見委員、お願いいたします。

○逸見委員 恐れ入ります。時間を押してしまして恐縮でございます。

ただいままで種々教をいただきまして、ちょっとお願いというか、案があるなら教えていただければと思ったのがあります。

養殖業者の方は非常に規模の大きさ等に差があるということと、獣医師の方でも現場研修が非常に少ない。結局、間に入った試験場等のお力をいただいて何とか進めているのが現状だと思いますが、平準化というのは無理なのかもしれませんが、飼用衛生管理基準とか、マニュアル的なものを作成するということが、いろんな情報が入ってきて集まっているのでできないでしょうかということがお願いです。そして更にできれば、易しくまとめられたリーフレットとか衛生対策まで含めたポイントを掲げたものが、御周知いただくこ

とができれば、もう私どものような素人獣医師でも何とかついていけるのではないかというふうに思うのですが、いかがなものでしょうか。

○廣野座長 逸見委員、御意見ありがとうございます。本当、逸見委員の言われるように、養殖業者の規模によっても、こういう魚病対策に割ける人員の数というのも変わってくるでしょうし、水産に興味を持っていただける獣医師の方も長年されている方もあれば、これからという方もあって、それぞれレベルも違ってくるので、マニュアルだとかそういったものがあつたらいいなというふうな御意見ですけども、この点に関して、事務局、いかがでしょうか。

○坂本室長 水産安全室長の坂本です。

実は、そのような予算の要求を令和4年度要求で行ったんですけども、認めていただけなくて、令和4年度で具体的にそれに対応するといったことが今現在、予算的にはそういうものがないのが現状でございます。ただ、獣医師さんのレベルが、ばらつきがあるという御意見、正にそこを底上げというか、獣医師さんのレベルを上げていくために研修をこれまでもやってきました、これからも継続してやっていきます。研修の部分につきましては、予算を増やすことができましたので、まずは、令和4年度予算でいただいたものを活用して、できるところから着実に進めていくという形にしていきたいというふうに考えております。

以上です。ありがとうございます。

○廣野座長 事務局、御説明ありがとうございます。

今、事務局からお話がありましたように、逸見委員から御意見ありましたマニュアル等の作成については、もう既に予算申請はしたと。ただ、今年は予算を認められなかったわけですけども、この協議会で議論してきている内容につきまして、今後水産安全室の方で進めていっていただくことによって、今後、きっと近い将来予算化されるかもしれないと思います。それはやっぱり実績を作っていくことによって予算化できる可能性もあるかと思しますので、この協議会で議論したことについて進めていっていただきたいなというふうに思います。将来的には、マニュアルなんかがあればいいなと私も思います。

逸見委員、よろしいでしょうか。水産安全室の方で考えていただいているということです。

○逸見委員 大変ありがとうございます。大いに期待しておりますので、よろしく願いいたします。

○廣野座長 資源保護協会の岩下委員、お願いします。

○岩下委員 度々すみません。日本水産資源保護協会の岩下です。

提言の一番上のところにございます魚類防疫士、日本水産資源保護協会の方で認定させていただいておりますが、この再教育ということも取り上げていただきまして、それについて令和4年度のところ、種々御対応いただけるということ、大変ありがとうございます。

それで、令和3年度、今年度のところでございますけれども、研修事業の中で、こちらにレジェンド研修というふうに書かれておりますけど、その前哨戦に当たるような形かとは思いますが、実は今準備並びに実施しているところでございます。2月3日に東北の宮城県の熊谷様にレジェンド研修という形で講演をいただきまして、また今度2月18日に今回御出席されている福田委員にも正に現場から見たお話を研修会、御講演の方をいただくことになっております。

非常にこのレジェンド研修というものの趣旨は、安全室さんと話し合っただけで生まれたもので、いいものだと思っておりますので、是非是非続けていければなと思った次第でございます。

以上です。

○廣野座長 岩下委員、御意見ありがとうございます。

再教育に関連して、水産資源保護協会の方でもレジェンド研修と呼ばれるようなものも、既に取り組んでおられるということですので、今後更に進めていっていただきたいというふうに思います。

久保埜委員、お願いいたします。

○久保埜委員 あすかの久保埜です。

獣医師さんのリスト獣医師の研修だけでなく、防疫員等の再教育のところ、具体的な話です。自分が経験した中での話ですけど、検査する場合、どうしてもあるものと対比で、肝臓がおかしいとか、ちょっと赤いとか、心外膜がちょっと白濁しているみたいなことを何と比較するかというと健康魚と比較です。だから、研修のところずっと見ているのですが、うちの社員も防疫士の衛生管理講習会を受けているので、その内容を確認していますが、どうしても健康魚との関連性がないような気がします。自分も現場へ出て検査したりするときが一番困ったのが、そこです。本来赤いのか赤くないのかとか、肝臓が。特にフグなんかはすぐ死んだ魚を送られてきても解剖すると全てが真っ赤っか。実際健康で泳いでいたやつをすぐ取り上げたとき、どういう肝臓の状態をしているかという点が非

常に興味があつて、養殖場に行って生産者をお願いして元気な、泳いでいる魚を取り上げて、その場で腹をさばいて肝臓を見ました。だから、そういう意味で健康魚をまず知ってもらうということが重要じゃないかなと思います。

そういう意味で前報でありましたように、養殖業者とマッチングというところで実際に陸上水槽なり海面生けすで泳いでいる魚、餌をやったときの反応、遊泳とか、元気そうな魚を取り上げて、その場で解剖して、腹開いて、内臓の状態を見るとか、そういうことが重要になってくるんじゃないかな。そうじゃないと、どこがおかしいのかという剖検とかができないので、そこを組み入れてもらうことが必要じゃないかなと。そういう意味でも是非とも養殖業者とのマッチング、海面養殖だと一回沖に出ちゃうと餌やって下手したら一日中生簀の上なので、ヒラメとか淡水魚だと陸上飼育なので、確認しやすいです。そういうところも組み入れてもらえるとスキルアップになると思います。

以上です。

○廣野座長 久保埜委員、御意見ありがとうございます。

病気の魚ばかりを見るのではなく、まず健康な魚を知って、それで病気の魚を知ることが大切であるという御意見と、あとはマッチングというところの大切さについて御意見をいただきました。ありがとうございます。

ほかいかがでしょうか。ございませんでしょうか。

一つ私から事務局の方に質問をさせていただきたいのですが、この1ページの対応状況のところの2番目で、4年度の予算で「各都道府県が所有している資料を集約し」とあります。「各県へ共有」というところがあるんですけども、どういうふうなプラットフォームで共有を考えておられますでしょうか。

事務局お願いします。

○坂本室長 水産安全室長の坂本です。

すみません。まだ令和4年度予算で執行することで、細かいところまでは考えが詰まっていないところでもあります。県の方からもらったものとかを見ながら、あと予算でできる範囲もありますので、できるところからやっていきたいというふうに考えています。具体的なやり方など、あと進捗状況につきましては、また協議会の場で報告させていただきます。ありがとうございます。

以上です。

○廣野座長 御説明どうもありがとうございます。

各都道府県はいろいろ長年にわたって資料をお持ちだと思います。それももちろん都道府県の財産であるということはよく理解しておりますけども、それらについても共有できる場所は全国の魚病関係者、獣医師含んで共有することができれば、魚病対策というものもどんどん進んでいくんじゃないかというふうに思います。

そういったプラットフォームを維持管理できるというのは、簡単なことではないと思いますので、どのような形で維持管理していくのかというところについても今後、事務局で考えていただいて、この協議会で意見を出して、より良いものにしていくということにしていればなというふうに思います。

ほかに御意見等がなければ、この5番目の議題の取りまとめとしましては、魚病対策の迅速化というものが、水産安全室中心に進められてきており、今後も魚類防疫員及び獣医師双方の積極的な人材育成や養殖業者、魚類防疫員、獣医師の連携促進に取り組んで、この協議会の意見を踏まえ吸収していただいて、魚病対策の迅速化を進めていっていただきたいというふうに考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

松永委員、お願いします。

○松永委員 ありがとうございます。

すみません。最後にどうしても申し上げたかったので、ちょっと手を挙げました。

○廣野座長 お願いいたします。

○松永委員 ありがとうございます。松永でございます。

今日いろいろお聞きしまして、皆さんの御意見とそれからいろんな取組をお聞きしまして、本当にすばらしいなと思えました。それぞれの関係者の方々が連携されて、その場にいらっしゃる委員の先生方も意見をおっしゃるだけじゃなくて、きちっと御自身で積極的に取り組まれた結果、今、すばらしい実績として出てきているんだというふうに受け止めました。本当にありがとうございます。

それと、それを支えている事務方も今回随分頑張っているんじゃないかなというふうに思いました。私もいろいろな役所のこういうものに参加しておりますけれども、事務方がこんなに頑張って実効性のある取組、施策というところにつなげていっているというのはなかなかここまでのものはないなと思って、すばらしいなと思っております。

実際に農水省とか、それから水産研究・教育機構さんで情報公開を進めてくださっていて、私自身も、例えば魚病の年次推移とか、やっぱりなかなか分からないところがあったんですが、ぱっと一般の方にも分かりやすいようなグラフで農水省のウェブサイトに出し

ていただいたりしていると、とても分かりやすく、昔はもっと大変だったんだと、今は随分皆さん方が頑張ってくださっていて、ある程度魚病を抑えてくださっていて、その上で今、更に改善を目指すような取組をしてくださっているんだなということが、改めてよく分かりました。やっぱり情報を公開していただくというのはとても大事なことで、それが一般市民の理解にも結び付いていくというふうに思います。

先ほど獣医師さんの診断、マニュアルの予算が付かなかったというような話がありましたけれども、社会的に養殖の重要性というのがまだ認識されていないというところがあるように思います。水産養殖ってとても大事で、それともう一つ、最近少し勉強していて分かってきたのですが、多様な魚種で養殖できるというのは、世界的に見ても非常に先進的な取組、すばらしい実績を日本の養殖は持っていますので、もっとアピールしていかなくちゃいけないし、世界にも情報発信をして、世界の食料供給、水産物の供給に貢献できるというふうに私は思っていますので、もっと情報発信を頑張っていかなきゃいけないなと、一般市民向けの情報発信、養殖の誤解を払拭するためのリスクコミュニケーションとか、それから養殖の魚の良さというようなものをアピールするような取組というのを、これはこの畜水産安全管理課だけのお話じゃなくて、水産庁さんとかとも一緒になって皆でやっていくものだというふうに思うのですけれども、もっとこの取組、今回議論されたような取組をもっと一般の市民の方に知っていただくような機会を持ってないかなと。私もジャーナリストとして努力しますが、もっと情報発信していこうよって、すごく大事な重要なことをやっているんだからということを改めて皆さんにお伝えしたいし、私も市民として理解を深めて頑張っていかなきゃいけないんだなということも改めて思いました。皆様の御努力に本当に感謝申し上げるとともに、これから私も一生懸命に仕事したいと思っております。

すみません。ちょっと長くなりました。どうもありがとうございました。

○廣野座長 松永委員、どうもありがとうございます。本当、松永委員のおっしゃるとおりだと思いますので、本当、この事務局の方たちの努力なしには進んでいかないこともありますので、もちろん協議会のこのメンバーの方の御協力も必要になりますので、今後ともこの魚病対策促進協議会、継続していくことになっておりますので、御協力のほどどうぞよろしくお願い致します。ありがとうございました。

廣田委員、お願いします。

○廣田委員 すみません。松永先生からもお話がありましたので、消費者として私も一言

申し上げます。

本日は有意義な議論を拝聴できまして、本当にありがとうございます。消費者にとっては、やはり目の前に食材として現れる魚を本当に安心・安全と信じて入手して、調理して、おいしく恵みとして摂取しておりますので、そこまでの成果は分からないながらもやはり生産の場を信じるしかないというところですが、こういう論議を、こういう場に参加させていただけますと、本当に安心できるので、私もたくさん伝えていきたいなというふうに思っております。

このような消費者の信頼に値するシステムでワクチンですとか、病気の診療や医薬品の投与が適正に使用されることで、それ以前に魚病の発生が未然に防げるような養殖現場での衛生管理ですとか適切な給餌、餌の管理等、健全な生産であることを今後も期待したいと思います。今日はありがとうございました。

以上です。

○廣野座長 廣田委員、どうも御意見ありがとうございます。今後ともどうぞよろしく願います。

それでは、事務局の方、よろしくお願いいたします。

○中村班長 事務局の中村でございます。

今後のスケジュールについてでございます。

今回の協議会につきましては、具体的な日程について後日調整をさせていただき、お知らせいたしますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○廣野座長 ありがとうございます。次回というのは、年度を越えてからということですよ。次年度ということですね。また、事務局の方から協議会について御案内が行くと思います。日程調整の連絡が行くと思いますので、どうぞよろしくお願いいたします。

今後も魚病対策の迅速化に向けて、引き続きどうぞ皆様御協力のほどよろしくお願いいたします。

そのほか事務局から何かございますでしょうか。

○中村班長 事務局の中村でございます。

2点御連絡させていただきます。

先ほどとも重複いたしますが、次回協議会の開催日につきましては、別途調整させていただきますので、その際は、委員の皆様、恐縮でございますが、何とぞ御対応よろしくお願いいたします。

2点目でございますけれども、今回会議で使用した資料でございますが、後日、当方農林水産省のホームページ上に公開する予定でございます。

事務連絡としては、以上となります。

○廣野座長 事務局の方、どうもありがとうございました。

予定の時間を多少過ぎる程度で、本日協議会を進めることができたのも、事務局メンバーの方々の御協力のたまものだと思います。本当に今日はどうもありがとうございました。

それでは、これで本日の第8回魚病対策促進協議会を終了といたします。

どうもありがとうございました。

午後4時33分 閉会